

# 公告 第675号

## 平成31年度 任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条第2号の規定により、当健康保健組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記のとおり公告する。

平成 31年 2月 25日  
フランスベッドグループ健康保険組合  
理事長 池田 茂



—記—

1、標準報酬月額（上限） 340,000円 （24等級）

※平成30年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した額、332,114円を基礎としています。

2、適用年月日 平成31年4月1日～平成32年3月31日

3、保険料 ・一般保険料 月額 32,742円【保険料率9.63%（調整保険料含）】

・介護保険料 月額 5,780円【保険料率1.7%】

※上記の金額は標準報酬額が34万円の方の金額です。